

## 住民の皆さまへ

### 令和6年度 畑野高齢者移送支援 「移送サービス事業」

## 利用者の登録を募集します

畑野町では、6年4月より、高齢者移動支援事業として、「畑野移送サービス事業」と銘打って事業を開始します。この事業は、畑野町に在住する高齢者等の移動手段を確保することにより、町民が安心して暮らせることを目的として実施します。

日頃バス等の公共機関に不便さや、ご自身の運転に不安を感じておられる住民の皆さん、下記の内容を御覧いただき、ご登録・ご利用をいただきますようご案内いたします。

実施につきましては、登録者に約款詳細をお渡しして承諾をいただいてからになります。(6月ごろ)

## 運 行 内 容

* 運行日	毎週月・木
* 集合場所	可能な限り利用者のご自宅近く（ご相談の上決定します）
* 運行経路	亀岡・能勢 方面へ・・・等 定時の広野バス停止まりからの土ヶ畑方面へ・・・等
* 買い物	亀岡・能勢 方面へ・・・等
* 医療機関	宮前診療所・奥井医院・・・等
* 金融機関	亀岡・能勢 方面へ・・・等

- ・行先は、事前予約・当日ご利用いただく皆さまの希望に添えるよう、柔軟に対応させていただきますが、大幅な運行時間を超える場合は、ご遠慮いただく場合があります。
- ・医療機関へは、お送りさせていただくのみとなります。(時間の関係で要相談)
- ・登録費は、預かり金方式です。詳細については自治会事務所に問い合わせ下さい。(月-金9時~15時)
- ・利用料は、ガソリン代実費を基本に考えています。事故の際の補償等については、別途加入します。
- ・ご利用登録者の方には、規約詳細・遵守事項をお送りさせていただきます。
- ・買い物支援や病院移送の活動を通して、地域でひとり暮らし高齢者を見守るという意識、またボランティア活動は、当然という雰囲気がめばえれば、地域の能力向上につながります。
- ・対象者は、車の乗降に全介助を要しない移動困難者（原則、65歳以上の高齢者・障害者を対象検討）

## 登 録 申 込 表

申込日 令和 6年 月 日

住 所	畑野町
氏 名	
年 齢	歳 電話 番 号
提 出	自治会事務所までご持参ください

# 畑野町移送サービス事業規定

(目的)

第1条 この規定は、畑野町に在住する高齢者等の移動手段を確保することにより、町民が安心して暮らせることを目的として定める。

(実施主体)

第2条 このサービスの運営主体は、畑野町自治会とし、移送サービス事業と名付ける。

(利用対象者)

第3条 対象者は、車の乗降に全介助を要しない移動困難者（原則として、65歳以上の高齢者）で事前利用登録をした者とする。但し、介護者が付き添う場合はその限りでない。

(会員登録)

第4条 移送サービス事業を利用する者は、本規定に同意し、所定の登録申し込み書で事前に登録を行う。

(資格喪失)

第5条 利用登録者が次の各号いずれかに該当した場合は、その資格を喪失する。

- 1 退会届があった場合
- 2 会員が死亡した場合
- 3 規定違反があった場合
- 4 畑野町自治会において資格がないと判断した場合

(事業提供)

第6条 利用登録者を実施要領に基づき、事前に予約のあった目的地に安全に移送する。

(利用方法)

第7条 利用登録者が移送サービスを利用するときは、原則として7日前までに事前予約を行う。  
予約にあたっては、移送の曜日、時間と場所及び、行先と目的をメール・電話連絡すること。  
(畑野町自治会 0771-28-2752 メールアドレス [jichi-hatano@nike.eonet.ne.jp](mailto:jichi-hatano@nike.eonet.ne.jp))

(利用料金)

第8条 利用登録者は、移送サービス事業に要した燃料費(ガソリン代)、道路通行料、駐車場代の実費負担を支払うものとする。  
(160円/L 車両燃費 8km/L 1kmあたり単価 20円/kmを基本とする)

(補償)

第9条 移送サービス事業は、畑野町自治会が、善意に基づき行うため、万一事故が生じた場合は、自治会が入る自動車保険の適用内で補償を行うものとし、会員及びその家族、関係者はその範囲を超えて補償を求めないものとする。

(その他)

第10条 その他、この規定に定めがない場合は、両者(会員と畑野町自治会)で協議するものとする。

附則

この規定は令和6年4月1日から施行する。